

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七十号

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例(平成二十四年広島県条例第四十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(既存の病床数等の補正に係る病床数等の推定方法)

第三条 条例第三条第四項の規則で定める方法は、同項に規定する申請を行った病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が定める方法とする。

2 条例第三条第五項の規則で定める方法は、当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が定める方法とする。

(診療所の専属薬剤師の設置基準に係る勤務医師数の算定)

第四条 条例第五条の規定による医師の数の算定は、常勤換算方法によるものとする。

(病院の従業者の員数を算定する場合における入院患者数等の算定)

第五条 条例第六条第三項の規定による算定方法は、前年度の平均値とする。ただし、病院を新規に開設し、又は再開する場合は、知事が推定した数とする。

(療養病床を有する診療所の従業者の員数を算定する場合における入院患者数の算定)

第六条 条例第八条第二項の規定による算定方法は、前条の規定を準用する。

(雑則)

第七条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。